

令和3年7月・8月大雨及び台風による被害への支援制度の拡充について

令和3年7月・8月大雨及び台風による被害に対しては、市として様々な制度により、支援を行っております。

これまで支援制度に関し、様々な要望をいただく中で、このたび、市民の皆様の一日も早い生活再建、災害復旧のために下記のとおり支援制度を拡充することとしましたので、報告します。

記

1. 「出雲市集会所災害復旧費助成金」の新設

災害により被災した地区集会所の早期復旧を支援し、自治活動を応援するため、修繕経費を助成します。

(1)助成対象経費

- ①建物本体工事・付帯設備工事・外構工事・地盤復旧、改良工事に要する経費
- ②修繕のための支障物の撤去に要する経費

(2)助成対象要件

- ①助成対象経費は、500,000円以上とします。
- ②被災後、1年以内に着工するものを対象とします。

(3)助成額

助成対象経費の1/2に相当する額で、1,500,000円を限度とします。

(4)適用年月日

令和3年7月4日以降に発生した被害から適用します。

(5)予算措置

該当案件を調査の上、次期補正予算へ必要経費を計上する予定としています。

2. 「出雲市崩落土砂等撤去費助成金」及び「居住家屋等緊急対策助成金」の助成上限額の引き上げ等

(1)助成上限額

令和3年7月・8月大雨及び台風による被害については、農地、農業用施設等の災害復旧事業に係る激甚指定を受けるなど、広範かつ甚大な災害であったことに鑑み、助成上限額を「100,000円」から「500,000円」に引き上げます。

(助成対象経費の1/2以内)

(2)適用年月日

①令和3年7月4日以降に発生した被害から適用します。

②申請期限を被害の発生日から「3か月以内」を「6か月以内」に延長します。

(3)支給要件

現行どおりとします。

(4)制度改正に伴う追加助成見込額（9月22日現在）

約3,500,000円

(5)予算措置

当面、現行予算の範囲内で対応することとし、必要に応じて補正予算計上を検討します。